

東京理科大学自己点検・評価委員会委員

役職名	氏名	選出区分	備考
副学長（内部質保証）	倉 渕 隆	第8条第1項第1号	委員長
理事（評価）	兵 庫 明	第8条第1項第2号	
理事（財務）	樋 上 賀 一	第8条第1項第3号	
学部長（理学部第一部） 研究科長（理学研究科）	関 川 浩	第8条第1項第4号	
学部長（理学部第二部）	長 嶋 泰 之		
学部長（薬学部） 研究科長（薬学研究科）	宮 崎 智		
学部長（工学部） 研究科長（工学研究科）	近 藤 行 成		
学部長（創域理工学部） 研究科長（創域理工学研究科）	伊 藤 浩 行		
学部長（先進工学部） 研究科長（先進工学研究科）	田 村 浩 二		
学部長（経営学部） 研究科長（経営学研究科）	椿 美智子		
研究科長（生命科学研究科）	北 村 大 介		
教養教育研究院長	市 村 志 朗		第8条第1項第5号
機構長（教育支援機構）	井手本 康	第8条第1項第6号	
機構長（研究推進機構）	向 後 保 雄		
機構長（学生支援機構）	(倉 渕 隆)		
機構長（国際化推進機構）	坂 田 英 明		
機構長（産学連携機構）	(向 後 保 雄)		
事務総局長	坂 口 広 志	第8条第1項第7号	

東京理科大学内部質保証推進規程（抜粋）

（評価委員会の組織）

第8条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。

- (1) 自己点検・評価を担当する副学長
 - (2) 自己点検・評価を担当する理事
 - (3) 財務を担当する理事
 - (4) 学部長及び研究科長
 - (5) 教養教育研究院
 - (6) 機構長
 - (7) 事務総局長
 - (8) 学長が理事長と協議の上指名した者 若干人
- 2 委員長は、第1項第1号に規定する者をもってこれに充てる。
- 3 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 理事長及び学長は、評価委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。